

◆新規創業支援資金融資申込の際に必要な書類◆

番号	申請書類	創業者			新規 中小企業者		注意事項	書類のある場所	提出部数
		ア	イ	ウ	エ	オ			
1	所沢市新規創業支援資金 融資制度申込書	○	○	○	○	○	実印押印	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
2	信用保証委託申込書類一式	○	○	○	○	○	信用保証協会書式	各金融機関	原本 1部 写し 1部
3	創業計画書	○	○	○	/	/		市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
4	経歴書	○	○	○	○	○		市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
5	支払明細書	/	/	○	○	○	最近6ヶ月分	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
6	試算表	/	/	○	○	○	確定申告後の状況	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
7	納税証明書 (法人市民税)	/	/	○	/	○	最近2年度分 ※取得時に代表者の押印 (又は委任状) が必要	市役所市民税課 (低層棟2F)又はま ちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
8	納税証明書 (事業税)	/	/	○	○	○	最近2年度分	県税事務所	原本 1部 写し 1部
9	履歴事項全部証明書	/	/	○	/	○	※必要に応じて閉鎖事項全部証明書	さいたま地方法務局	原本 1部 写し 1部
10	印鑑証明書 (法人)	/	/	○	/	○	法人分	さいたま地方法務局	原本 1部 写し 1部
11	納税証明書 (市県民税)	○	○	○	○	○	最近2年度分 (個人:本人分 法人:連帯保証人分)	市役所市民税課 (低層棟2F)又はま ちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
	※申込時期が4月～6月の場合、前年及び前々年分 申込時期が7月～3月の場合、今年度納期到来分及び前年分								
12	課税証明書 (市県民税)	○	○	○	○	○	最近2年度分 (個人:本人分 法人:連帯保証人分)	市役所市民税課 (低層棟2F)又はま ちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
	※年度は、上記納税証明書と合わせてください。								
13	印鑑登録証明書	○	○	○	○	○	個人:本人分 法人:連帯保証人分	保証人の住所地の 市役所等	原本 1部 写し 1部
14	確定申告書の写し	/	/	○	○	○	直近2期分 個人:決算書(青色)又は収支内訳書(白色)を添付 法人:法人税、県法人事業税、法人市民税	お手持ちの申告書 の控え	写し 2部
15	決算書の写し	/	/	○	/	○	最近2期分(内訳明細書を含む)	お手持ちの決算書 の控え	写し 2部
16	許認可登録等の写し	○	○	○	○	○	※必要な業種のみ	お手持ちの登録書 等の控え	写し 2部
17	宣誓書	○	○	○	○	○	※飲食業のみ	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
18	工事契約一覧表	/	/	○	○	○	工事請求書又は明細書の写しを2部添付 ※許認可登録等が必要でない建設業のみ	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
19	自己資金が確認できる資料	○	○	/	/	/	※下記参照	ご自身で用意して ください	原本 1部 写し 1部
20	個人情報に関する同意書	○	○	○	○	○		市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
21	その他市長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○			

<設備資金の場合> 上記に加えて

22	見積書・カタログ	○	○	○	○	○	申込人宛の見積書で、発行者の押印があり有効期限内のもの(屋号のみの記載は不可)	ご自身で用意して ください	原本 1部 写し 1部
23	図面・建築確認通知書の写し	○	○	○	○	○	※増改築の場合(建築確認通知書は増床10㎡を超える場合のみ必要)	ご自身で用意して ください	写し 2部
24	賃貸借契約書・貸主の同意書の写し	○	○	○	○	○	※改装等で、対象物件が他人所有の場合	ご自身で用意して ください	写し 2部
	家屋所在証明書	○	○	○	○	○	※改装等で、対象物件が自己所有の場合	市役所資産税課 (低層棟2F)	原本 1部 写し 1部

◆※自己資金が確認できる資料について

自己資金＝資産<①～⑥の合計額>－借入金<⑦～⑧の合計額>

資 産	①普通預金、定期預金等残高の証明が出来るもの
	②有価証券に一定の評価率を乗じたもの
	③敷金及び入居保証金
	④申込前に導入した当該事業用設備(不動産を除く)
	⑤資本金又は出資金
	⑥その他客観的に評価が可能な資産(不動産を除く)
借 入 金	⑦本制度申請前に既に開業準備資金として借り入れたもの等で残存返済期間が2年以上のものは、年間返済予定額の2年分
	⑧⑦に該当しないものは、当該借入金全額